

幸手市学校給食代替食補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食物アレルギー、宗教上の理由等により学校給食の提供を受けることができず、家庭から弁当等を持参する児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を推進するため、幸手市学校給食代替食補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、幸手市補助金等の交付に関する規則（昭和54年幸手町規則第8号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校 幸手市立小学校及び中学校をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 代替食 食物アレルギー、宗教上の理由等により学校給食の全部の提供を受けない児童生徒が、家庭から持参する弁当その他これに代わる食事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する保護者とする。

- (1) 学校に在籍し、代替食対応をする児童生徒の保護者で、当該児童生徒と生計を一にしていること。
- (2) 食物アレルギー、宗教上の理由等により学校給食の全部の提供を受けないことについて、在籍する学校の学校長の確認を受け、幸手市学校給食停止（再開）届出書（様式第1号）を市長に提出していること。
- (3) 食物アレルギーを理由とする場合にあっては、医師の診断による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）その他これに準ずる書類を提出していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による教育扶助、就学援助その他学校給食費相当額の公的給付を受けている場合は、補助の対象としない。

（補助対象期間）

第4条 補助金の対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までのうち、児童生徒が代替食対応となった期間とする。

- 2 補助金の交付の対象となる月は、当該月の給食提供回数の半数以上について代替食を持参した月とする。

- 3 学校給食を再開する場合は、幸手市学校給食停止（再開）届出書を提出し、当該届出を提出した月については、前項の規定により補助対象月に該当する場合を除き、補助の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、幸手市学校給食実施要綱（令和8年教委告示第1号）第9条に規定する教育委員会が別に定める当該年度の学校給食費相当額とする。

- 2 年の途中に転出入があった場合その他補助対象期間に変更が生じた場合は、当該事由に応じて月割りにより算定する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、幸手市学校給食代替食補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請の期限は、当該申請に係る年度の3月31日までとする。

- 3 市長は、第1項の申請に関して必要があると認めるときは、学校長に対し、児童生徒の出席状況、学校給食の提供状況、代替食の持参状況その他必要な事項について照会し、報告を求めることができる。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を幸手市学校給食代替食補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助対象要件に該当しなくなったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(幸手市学校給食費補助金交付要綱の廃止)

- 2 幸手市学校給食費補助金交付要綱(平成25年幸手市告示第3号)は、廃止する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

（あて先）幸手市長

幸手市学校給食停止（再開）届出書

届出者住所

氏 名

電話番号

続 柄

次の児童・生徒について、学校給食の停止・再開を希望するため、次のとおり届け出ます。

対象となる 児童・生徒	学校名	学 校		
	学年・組	年	生 年 月 日	
		組	年 月 日生	
	ふりがな			
	氏 名			
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで			
再 開 日	年 月 日			
停止理由	☐ アレルギーによる停止 ☐ 宗教上の理由による停止 ☐ その他（ ）			

- 1 学校給食の停止（再開）を希望する児童・生徒一人につき 1 枚ずつ提出してください。
- 2 嗜好を理由とした停止はできません。
- 3 この届出は、停止（再開）を希望する日の 6 日前（土・日・祝日を除く）までに提出してください。
- 4 停止期間の途中で再開する際も本届出書を提出してください。
- 5 本届出書は年度内有効なため、毎年提出が必要です。

学校確認欄

届出受理日	年 月 日
学校給食停止(再開)処理	☐ 済 ☐ 未
学校長確認印または署名	

様式第2号（第6条関係）

幸手市学校給食代替食補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）幸手市長

申請者 住 所
（保護者等）氏 名
児童・生徒との続柄
電話番号

幸手市学校給食代替食補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請及び請求します。また、下記同意事項に同意します。

対 象 児童・生徒	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日		
	学 校 名	学 校			学年	年
請求月		年	月	～	年	月

【振込先】

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード			店名	支店コード		
					本店 支店			
口座番号						口座種別		
口座名義人(カナ) ※申請者名義のみ								

※保護者名義の銀行通帳のコピーを添付してください。

【同意事項】

- ・ 世帯員の住民登録情報、生活保護情報を調査し、利用すること。
- ・ 市職員が児童生徒の出欠及び給食停止に関する情報について学校から提供を受けること。

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

幸手市長

幸手市学校給食代替食補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請及び請求のあった幸手市学校給食代替食補助金について、幸手市学校給食代替食補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容 （ 交付 ・ 不交付 ）

2 交付の内容

補助年度	年度	補助金等の名称	幸手市学校給食 代替食補助金	交付 番号	
児童・生徒の氏名		学校名	学年	交付金額	
			年	円	

3 理由（不交付の場合）